

授業研究論文

中学校社会科教育における歴史的分野と 公民的分野の接続に関する授業検証研究 —「大正デモクラシー」を事例として—

坪井 龍太*¹・水谷 悟*²

Connecting historical topics and civics lessons
in junior high school social-studies education
—Using the Taisho democracy as an example—

TSUBOI Ryuta·MIZUTANI Satoru

In 2007, the National School Education Law was revised in Japan. The revisions put priority on developing students' academic skills from elementary school to high school. In particular, improving students' thinking power, judgment, and power of expression was insisted upon clearly. Now in 2012 in junior high schools, the new course of study has been fully carried out in all levels. When the new junior high school social studies curriculum is examined, it can be seen that substantial language development activities have been carried out. Furthermore, for junior high school students over the three years, the number of classroom hours increased from 315 hours to 350 hours for social studies. Modern history is being studied still more deeply by being presented within historical contexts. For students in their 3rd year, the government guidelines for teaching require that history should be taught first for 40 hours, and civics should be taught for 100 hours after that.

This means that in junior high school, social studies education there is a new subject that includes both the study of modern history and how it is connected to topics in civics. In this subject, students should be able to practice connecting ideas from different historical fields, and improve their thinking power, judgment, and power of expression.

In this paper the implementation of the social studies curriculum in 2011 in Toyo Eiwa Junior High School is evaluated. In particular, the topic of the establishment of the Universal Male Suffrage Act of the Taisho democracy, and whether students' understanding of it has been deepened by their integrated study of the election system in civics will be examined. Data include students' lesson notes, their answers to essay test questions, and their performance on the final examination.

キーワード：社会科教育 大正デモクラシー

Keywords : social-studies education, Taisho democracy

*¹ 東洋英和女学院大学 国際社会学部 准教授
Associate Professor, Faculty of Social Sciences, Toyo Eiwa University

*² 東洋英和女学院 中学部・高等部 教諭
Teacher, Toyo Eiwa Junior and Senior High School

1 はじめに

2007年6月27日、学校教育法が改正された。小学校から高等学校で養うべき学力観が、国会で新たに次のように示されたことは、注目しなければならない。「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養う（学校教育法第30条2項）」。

思考力、判断力、表現力の重視が明確に謳われ、それを受けて小学校では2011年から、中学校では2012年から新学習指導要領が全面実施された¹。特に中学校社会科に注目すると、「社会的事象の意味、意義を解釈する学習や、事象の特色や事象間の関連を説明する学習²」などを通して言語活動の充実を図り、思考力、判断力、表現力を育むことが求められるようになった。さらに3年間の授業時数は、旧学習指導要領の315時間から350時間に増え、歴史的分野では「近現代学習の一層の重視³」が明確に規定された。そして第3学年では、最初に歴史的分野を40時間学習させ、その後100時間の公民的分野の学習をさせることが、学習指導要領上の原則になっている⁴。

すなわち、中学校社会科教育の現場では、思考力、判断力、表現力を育みながら、近現代史の学習について、歴史的分野から公民的分野へといかに接続・発展させるかが、新たな課題となっている。そこで本稿では、東洋英和女学院中学部での2011年の実践から、歴史的分野における大正デモクラシー期の普通選挙法の公布の学習が、公民的分野の選挙制度の学習とどのような接続が可能であるか、実際の授業を検証することを通じて、歴史的分野のノート記述、定期試験における論述問題の記述が優れている生徒に、公民的分野の思考力・判断力が形成されていることを明らかにしたい。⁵

歴史的分野から公民的分野への接続・発展については、日本の戦時体制・ファシズムから民主主義へと接続・発展させる奥山の研究（2005年）⁶、

ナチスから民主政治へと接続・発展させる二井の研究（2005年）⁷、ワイマール憲法から基本的人権の社会権へと接続・発展させる石本・川崎・上園の研究（2008年）⁸などがある。本稿は大正デモクラシー期について、詳細な教材研究を行い、民主主義を問い直す意図を持って行われた授業実践を検証したところに特色がある⁹。

（坪井）

2 東洋英和女学院中学部における社会科教育

現在、東洋英和女学院中学部（以下、本校）では、1週（5日間）あたり32時間の授業時数を確保している。そのうち、社会科では、第1・第2学年で歴史的分野70時間・地理的分野70時間ずつを配当し、第3学年で公民的分野105時間を設定している¹⁰。地歴並行学習を行う、学習指導要領が原則とするパイ型のカリキュラムを採用し、さらに公民的分野については、政治分野と経済分野に分け¹¹、それぞれ70時間と35時間を配当している。

中学校社会科で形成されるべき公民的資質の基礎は、地理的分野・歴史的分野・公民的分野の一貫したカリキュラムがあってこそ形成されるが、本校のカリキュラムでは、第3学年公民的分野の政治分野70時間の学習がその仕上げの役割を担う。生徒に示される政治分野のねらいは、シラバスで次のように記されている¹²。

- ① 民主的・平和的な社会の形成者として必要な公民的基礎教養を養う。
- ② 「個人の尊厳」「人権尊重」の意義を正しく認識し、民主主義への理解を深める。
- ③ 現代の社会的事象や社会の諸問題に対する関心を高め、様々な情報を多面的・多角的に考察し、公正に判断する能力と態度を養う。

ここで言う①の公民的基礎教養とは、学習指導要領の公民的資質の基礎と同義であり、社会科の全体を通じて、公民的資質の基礎を培うのであれば、第1・2学年の歴史的分野の学習も、

第3学年政治分野の学習を視野に入れたものでなくてはならない。つまり、本校の歴史的分野の学習は、現在の日本の政治を考えさせる基礎を培うものであり、ノート作成の重視と定期試験における論述問題の出題により、思考力と判断力を身につけることを特徴としている。

特にノートのとり方に関し、板書した事項を書き写すのに加えて、「教師の説明を聞き取って、自分なりにノートを工夫する」旨をシラバスに明記している¹³。生徒たちは、歴史上の人物をノートに描き、吹き出しを付けて、言葉を語らせるなど、新学習指導要領の改訂の要点と言える言語活動の充実が、改訂以前より本校の社会科教育で取り組まれてきたことを物語っている。

このような基本方針に従い、授業進度計画として、第1学年では「人類の出現」から「江戸幕府の成立」まで、第2学年では「鎖国と禁教」から「太平洋戦争の終結」までの範囲を教えることとしている。それは、日本国に生きる者として、義務教育の期間内に日本の敗戦までの歴史を生徒全員に学ばせたいという趣旨によるものである。

加えて、歴史的分野の学習は、東洋英和女学院高等部における平和学習とも連動している。高等部では、第2学年の5月中旬に修学旅行を実施しているが、東洋英和女学院の建学精神である「敬神奉仕」に基づき、平和学習を主要なテーマとし、被爆地の長崎を中心とした九州地方にコースを設定している。そのため、高等部第1学年の時から学年集会でのDVD鑑賞や図書室での調べ学習などの事前準備を積み重ね、平和の重要性を学んでいく。そして、実際の修学旅行では、長崎で「証言者の会」の方々に平和公園周辺を案内してもらいながら、当時の状況や被爆体験などの話を聞き、原爆投下の悲惨さや平和の大切さを肌で感じ、学ぶ機会を設けている¹⁴。中学校歴史的分野で、太平洋戦争の敗北に至るまでの通史を学ぶことは、生徒一人ひとりに平和学習の基礎を形づくることを意図している。

さらに、中学校歴史的分野の内容を、今、私たちが生きている現代の平和な社会に生かしていくことを考えたとき、より重要な意味を持っているのは、第3学年公民的分野との接続である。本校における社会科教育の流れを見れば、第2学年歴史的分野で学んだ「近代」の内容を踏まえて、第3学年公民的分野において「現代」の政治のしくみや日本国憲法の本質などを学習していくこととなる。これは、生徒たちに社会のしくみを教える上で、さらには社会で平和を実現していく大切さを思考し、平和を維持することのその難しさを判断させる上で、きわめて重要な役割を担っていると言える。

また、旧学習指導要領では内容「(5) 近代の日本と世界」という単一の大項目であったものが、新学習指導要領では、「(5) 近代の日本と世界」と「(6) 現代の日本と世界」の二つの大項目として構成された。いわゆる「近現代学習の一層の重視」であり、「近現代の学習を一層重視し、現代の社会についての理解が深まるように配慮¹⁵」されたのである。歴史的分野の中でも、特に「近現代史」の学習が重視される理由は、それが現代の社会を知る上で、すなわち生徒たちが公民的分野へと学習を進めていく上で必要不可欠だからである。

しかし、中学校の社会科教育において、歴史的分野の中で「(6) 現代の日本と世界」の範囲や内容を教えることは、実際の授業時数の点でも、生徒たちの理解度の点でも、なかなか厳しいのが実際に教壇に立つ者の実感である。したがって、それに先立つ「(5) 近代の日本と世界」の範囲において、例えば大日本帝国憲法と日本国憲法、男子制限選挙と男女普通選挙などのように、近代と現代の政治や法律のしくみを比較・検討する形で、歴史的分野と公民的分野の内容の接続を試みる必要があると言えよう。

(水谷・坪井)

3 「大正デモクラシー」の意味と位置

「大正デモクラシー」とは、日露戦争後の1905年から普通選挙法が公布される1925年ま

での時期、または満州事変が勃発する1931年までの約20～25年間に現れた民主主義的な傾向を指す歴史用語で、当該期は現代の出発点とも位置づけられる¹⁶。従来、その研究は、おもに1970年代を中心に、民衆の反権力運動にみる市民社会の形成と政党政治の確立という二つの視角から進められてきた¹⁷。それは戦後民主主義の行き詰まりに対する危機感を背景とし、大正期における吉野作造らの「民本主義」と政党政治の確立および社会運動の隆盛のなかにその「前提」あるいは「骨格」を見出し、目前の危機を乗り越える可能性をさぐるようとする試みであった¹⁸。それ以降、当該期を象徴する言葉として定着し、現在の中学校教科書では、その掲載のあり方に多少の幅は見られるものの、広く使用されている時代概念と言える¹⁹。

新学習指導要領では、第2章第2節社会「第2 各分野の目標及び内容」〔歴史的分野〕「3 内容の取扱い」(6)の「オ」に、『第一次世界大戦』については、日本の参戦、ロシア革命なども取り上げて、世界の動きと我が国との関連に注目して取り扱うようにすること。『我が国の国民の政治的自覚の高まり』については、大正デモクラシーの時期の政党政治の発達、民主主義思想の普及、社会運動の展開を取り扱うようにすること』と記されている²⁰。

また、同節〔公民的分野〕「2 内容」の(3)「私たちと政治」には「イ 民主政治と政治参加」の中単元が置かれ、「国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる」と、民主主義の教育の重要性が述べられている。

では、実際に中学校教科書で「大正デモクラ

シー」はどのように記述されているのだろうか。現在、本校の歴史的分野の授業で使用している「中学社会 歴史—未来をひらく」(教育出版、2012年版)を見てみよう。

全8章のうち第7章にあたる「二度の世界大戦と日本」の小単元「1 第一次世界大戦と民族独立の動き」では、「20世紀に入ると、ヨーロッパの列強諸国は、二つの陣営に分かれて対立するようになりました」という書き出しで、大正デモクラシー期の国際情勢が説明される。「二つの陣営」、すなわち三国協商(英・仏・露)と三国同盟(独・奥・伊)の対立は、1914年6月のサラエボ事件をきっかけに第一次世界大戦へと発展する。大戦は、当初の予想をこえて長期化し、飛行機・戦車・潜水艦・毒ガスなどの新兵器が登場、死者が増大し、「社会全体を戦争協力に巻き込む、総力戦の体制がつくられる。そして、「総力戦には国民の協力を必要としたため、政府も、参政権の拡大などを求める国民の声を無視できなくな」るのであった。

大戦のさなか、ロシア革命が起きてソビエト政府が樹立される。一方、当初は中立を守っていたアメリカが参戦し、ウィルソン大統領が14カ条の講和原則を発表し、議会制民主主義が戦後の政治の基礎となるべきだと主張した。

そうした世界の動きに対し、日本は日英同盟を理由にドイツに宣戦し、連合国側に加わり、山東半島にあるドイツの軍事拠点の青島などを占領していく。さらに「大戦によって、欧米列強がアジアへの関心を弱めたことを背景に、日本政府は、1915年、中国政府に対して二十一条の要求を提出」し、山東省のドイツ権益を日本にゆずることなどを軍事を後ろだてに認めさせ、大陸での日本の権益を拡大した。

1918年、大戦が連合国側の勝利で終わると、パリ講和会議が開かれ、ベルサイユ条約が結ばれた。ドイツが全ての植民地と領土の一部を失い、巨額の賠償金の支払いなどを命じられたのに対し、日本は中国におけるドイツ権益を受け継ぐこととなる。また、東欧ではポーランドなど多くの国の独立が認められたが、三・一独立

運動や五・四運動などが見られたアジア・アフリカの植民地の独立や抗議は退けられた。

また、この会議では国際連盟の設立が決定され、「世界の国々が協力して国際社会の平和と安全を守ろうとする、歴史上初めての組織」がつけられた。加えて、大戦の反省から主要国間で軍縮条約や不戦条約なども結ばれ、国際協調の機運が高まっていった。参戦各国や新たな独立国では、戦時下の国民の協力に 대응する一方で、ロシア革命の影響を防ぐために、国民の意思を政治に反映させようとする議会制民主主義が広まった。

こうした国際情勢を踏まえ²¹、小単元「2 大正デモクラシー」が置かれている。ここでは、第一次護憲運動の成果、吉野作造による「民本主義」の提唱、米騒動の発生、原敬内閣の成立による政党政治の確立、労働争議・小作争議・女性運動・部落解放運動などの高まり、普通選挙法の成立と治安維持法の制定、協調外交などが説明され、「このように、大正時代を中心として、政治や社会に広まった民主主義の風潮や動きを、大正デモクラシーといいます」と記されている。

以上のような教科書記述に対し、本校の歴史的分野では、まず第一に、大きな歴史の流れを踏まえ、中学校の段階で知っておくべき基礎的な項目の内容を理解させることに留意している。というのも、内容を深めようとするあまり、基礎を疎かにし専門的すぎる内容を教えると、枝葉末節な印象を与えるのみで、生徒たちに考えさせたい本質の部分まで話が進まないからである。したがって、歴史の本質を伝えることを最優先に考え、主要な人物や事件に関わるエピソードを紹介するようにしている。後述するように、生徒たちは板書をノートに書き写すのに加え、エピソードをメモしたり、イラストを描いたりすることで、学んだ内容を自らの知識として定着させようと努めている。

とはいえ、基礎の確認だけでは、教わった内容をただ定期試験前に暗記するだけで、生徒自身が考える機会の少ない授業になってしまう恐

れがある。そこで、本校では基礎的な項目を確認した上で、毎回の定期試験で250～300字程度の論述問題を出題している。それは、生徒たちが学んだ内容を理解し、自らの言葉で表現する力を養う、いわば言語活動の充実を促進する意味を持っている。

そうした点に考慮して、「大正デモクラシー」の単元では、1925年における普通選挙法（衆議院議員選挙法改正）の公布を一つの「山」として授業を展開している。普通選挙制度の成立は「大正デモクラシー」期における政治的到達点と評価されるが²²、そこに至る政治過程や社会運動の歩みなどを踏まえ、これまで制限選挙であった日本の選挙史上で初めて普通選挙が法律で認められたことの歴史的意義を生徒たちに考えさせる。

だが、こうした法律の制定や制度の実施には成果と同時に、残された課題も存在している。ここでいう「普通選挙」は、男子普通選挙を指す。当時、女性の社会的進出が認められていたにもかかわらず、男子にのみ選挙資格が認められ、女子に参政権が与えられるのは敗戦後である²³。欧米における普通選挙の実施を参考に、男子普通選挙に比べて男女普通選挙の道のりが長く険しいものであった事実を投げかける。

さらに、普通選挙法の制定と前後して治安維持法が成立していることにも目を向けさせる。男子普通選挙を認めると同時に、社会主義運動や労働運動を厳しく弾圧するための法律を定めた時の政府の狙いを考えさせる²⁴。加えて、1928年に実施された第1回男子普通選挙の様子および結果を示すことで、法律の制定が最終目標ではなく、その法律に基づいてどのような政治を運用していくかが大切であることを示唆する。

「大正デモクラシー」を中学生に考えさせるとき、「普通選挙」の「普通」とは何かを問いにすることによって、民主主義の本質をとらえさせることが可能となる。民主主義の本質とは、形式が整うのみで評価されるものではなく、その内容、例えば、選挙に臨む国民一人ひとりの

意識のあり方や衆議院議員総選挙の実態などが常に問われ続けるところにある。権利は与えられているだけでは意味を持たない。それを行使して初めて意味を持つのである²⁵。まさしく、歴史的分野と公民的分野の接続の典型を²⁶、「大正デモクラシー」の単元開発に見ることができるのである。(水谷)

4 授業展開の実例と生徒の様子

2010～11年度にかけて、中学校第1・2学年の担任として全5クラス(1クラス39名)の歴史的分野の授業を担当した。本論文で紹介するのは、2011年度の中学校第2学年を対象に行った授業展開の実例と生徒たちの様子である。

「大正デモクラシー」に関しては、「近代日本とアジア」という大項目の中で、(1)「第一次世界大戦と日本」、(2)「第一次世界大戦後の国際社会」に続く単元として取り扱った。なぜならば、第一次大戦後に広まった世界的なデモクラシー思潮を背景に、吉野作造が「民本主義」を唱え、さまざまな社会運動が盛んになったことを理解させたいからである。

吉野はデモクラシーを「民本主義」と訳し²⁷、天皇帝権の大日本帝国憲法のもとでも、民衆の意向に基づく政治、政党や議会を中心とした政治を実現することが可能であると主張し、具体的には普通選挙の実施による政党内閣制の実現をめざした²⁸。この思想は、憲法学者の美濃部達吉が主張した「天皇機関説」²⁹とともに、当時の社会に広く受け入れられ、議会を中心とした政治の確立を求める世論が高まっていった³⁰。

こうした状況のもと、米騒動の責任をとって陸軍出身の寺内正毅首相が辞職すると、1918年9月、立憲政友会の総裁であった原敬が首相に指名された。軍人でも華族でも藩閥出身でもない衆議院議員が総理大臣となったのは憲政史上初めてのことで、原は「平民宰相」と呼ばれ、国民の大きな期待を集めた³¹。

このときの授業の様子を再現してみよう。

T (教師)：この原敬という人物は、平民出身で初めて総理大臣になったので「平民宰相」と呼ばれて、国民から期待されました。

S (生徒)：え？ということは、これまでの総理大臣はみんな平民出身じゃなかったんですか！？

T：そうです。ということは何出身か？

S：平民じゃないということは…華族！？

T：そう、その通り。みんな伯爵や侯爵などの華族だった。しかも、衆議院議員が総理大臣になったこと自体、原が初めてでした。

S：じゃあ、これまでの人は…？

T：衆議院議員でないとする、何議員？

S：貴族院議員！

T：そうなるよね。前に授業で勉強したけど、衆議院と貴族院の違いは何でしたか？

S：えーと、衆議院は国民が選挙で選ぶけど、貴族院は確か…天皇が選ぶ！

T：そうだったね。選び方が違いましたね。

S：でも、そうなる、これまでの人は国民の投票で選ばれたわけでもないのに総理大臣だったんだ。それっていいんですか？

T：そう、よく気がついた！現在とは内閣のあり方が違うからだね。現在の日本では、日本国憲法に基づいて「議院内閣制」が採られています。この意味わかる人？

S：はい。衆議院でもっとも多く議席を獲得した政党が内閣をつくることです。

T：その通り。そして、総理大臣は国会議員の中から指名され、国務大臣の過半数も国会議員の中から選ばなければならない、というルールが定められています。

S：当たり前の事じゃないんだ…。

T：そう、私たちにとっては当たり前に思えるけど、戦前の日本にはそんなルールはなかった。だから、それとは違う形で首相が選ばれ、内閣がつけられていたわけです。

S：原内閣の方が変わってたんですね？

T：当時はそうだったかも知れないね。でも、国民からすると、自分たちが投票で選んだ議員たちの中から総理大臣が指名された方

が政治に期待を持てると思わない？

S：うん、確かに。

T：しかも、この原内閣は、外務・陸軍・海軍の3大臣以外の閣僚はすべて、衆議院の第一党である立憲政友会の議員が占める本格的な政党内閣だったんです。

S：ほとんど「議院内閣制」だ、すごい！

T：だから、国民も大きな期待を寄せたし、実際に、この内閣のもとで選挙権が拡張されるなど、政党政治が進められました。

吉野作造の「民本主義」や原敬内閣の成立などに伴い、1920年代に入ると、納税額で選挙権を制限しない、普通選挙の実現をめざす運動（普選運動）が活発になった。だが、1924年1月、貴族院議員を中心とした清浦奎吾内閣が成立し、政党政治の流れに逆行し議会を無視する動きを見せたため、第二次護憲運動が起こった。立憲政友会の高橋是清、憲政会の加藤高明、革新倶楽部の犬養毅は、「行財政整理」「普選漸行」「貴族院改革」を掲げて清浦内閣を総辞職に追い込み、総選挙で大勝し、加藤を首相に「護憲三派」内閣を成立させた³²。同内閣は、1925年5月、公約通り普通選挙法を公布し、25歳以上の全ての男子に選挙資格を認めた³³。

このときの授業の様子を再現してみよう。

T：普通選挙法によって、どのような人たちが選挙できるようになったのですか？

S：お金持ちだけでなく普通の人も選挙ができるようになった。

T：そうだね。財産制限が撤廃されたわけです。資料集の「有権者数の変化」を表すグラフを見てください。前回話した原内閣による選挙権の拡張についても載ってます。

S：ほとんど。資格を直接国税10円以上から3円以上に引き下げてる。

T：そうだね。さらに普通選挙法でどうなってますか？

S：ついに有権者数が1000万人突破！1240万9千人で、全人口の20.8%まで増える！

T：最初の有権者数が45万1千人、全人口のわずかに1.1%に過ぎなかったことを思えば、記念すべき成果と言えるでしょう。

S：確かに。(比率では)最初の20倍だもんね。

T：しかし、この選挙法には、まだ課題が残されていました。さて、何でしょう？

S：男子のみに選挙権が認められていること！

T：そうです。当時、バスの車掌やタイピストなど、職業婦人と呼ばれる女性たちの社会進出が認められていたにもかかわらず、女子の参政権は認められなかったのです。

S：せっかく財産制限はなくなったのに…。

T：なのに、性別による制限はなくならなかった。女性たちによる参政権を求める運動も行われたのですが、結局、男女普通選挙が認められるのは敗戦後1945年のことでした。

S：男子より20年も後なんだ…。

T：加えて、加藤内閣では、1925年4月、社会主義運動を弾圧するために治安維持法が定められています³⁴。1925年と言えば…。

S：普通選挙法が公布された年！？

T：そう。しかも、普通選挙法は5月なので、その直前に成立しているわけです。では、なぜこのタイミングで定められたのか？

S：…。

T：では、ヒント。社会主義とはどのような人たちの立場に立つ思想でしたか？裕福な資本家？それとも貧しい労働者？

S：貧しい労働者の立場！

T：そう。労働者による革命で資本主義の社会を変えることをめざしている。では、普通選挙法で資格を得たのはどんな人たちか？

S：財産制限がなくなったわけだから、どちらかと言えば貧しい側の人たちだ。

T：だとすると、普通選挙が実施される時、もし社会主義を掲げている政党があったら、貧しい労働者たちはどうするか。

S：その政党に投票する！？

T：有権者が急増したということは、新たに選挙権を持った人たちの投票が大きな意味を

持つことになる。これまで議席を獲得してきた政党が負ける危険性もあるわけだ。

S：だから治安維持法を出したんだ…。

T：つまり、普通選挙法で国民の期待に応える反面、社会主義運動を弾圧する、いわば「アメとムチ」の政策を採っていたわけです³⁵。

このように「大正デモクラシー」の單元では、その成果を示すと同時に、現代との比較を通じて残された課題を考えさせることで、物事を重層的かつ批判的に捉える眼を養うことをめざしている。そして最後に、加藤内閣から犬養毅内閣が五・一五事件で倒れるまで、政党内閣が慣例として続く8年間を「憲政の常道」と呼び³⁶、日本国憲法施行以前に、議会制民主主義の原型が形成されていたことを物語る画期であることを説明し、この授業を締めくくった。(水谷)

5 ノート分析

以上のような授業を受けて、生徒たちはどのような理解を示していたのだろうか。それを生徒たちのノート进行分析することで確認していこう。本校の歴史的分野では、第1・第2学年ともに定期試験ごとのノート提出を課している。まず、板書の内容を誤字・脱字なく正確に書き写しているかを確認する。次に、内容がよりわかりやすくなる工夫、よりおもしろい内容になるノートづくりを奨励している。例えば、授業中に紹介される歴史上の人物をイラストに描き吹き出しをつけてセリフをしゃべらせたり、メモ欄を設け事件や政策のデータなどを図・表にしたりする、などである。

そのため、新年度初回の授業でオリエンテーションを行う際に、前年度の生徒たちの中からよいノートを選んで回覧させる。さらに、前年度の定期試験も回覧し、中学校歴史的分野のテストのレベルを示す。それによって、ノートづくりのイメージができ、かつその必要性を実感させることで、一定の緊張感をもって授業に取り組む仕掛けを作っている。これらの取り組みは、新学習指導要領の改訂の要点である「歴史

について考察する力や説明する力の育成」をすでに実施している事例と言える。

では、生徒たちが「大正デモクラシー」の単元の授業を受け、実際に取っていたノートの実物を見ていくこととしたい³⁷。

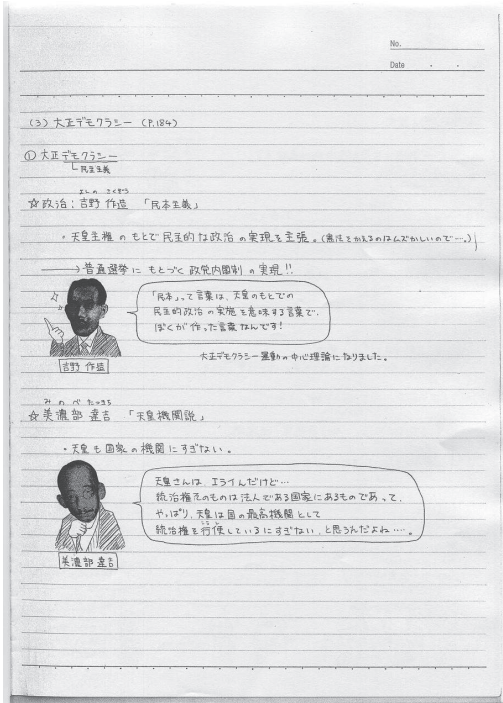
まず【写真1】は、「大正デモクラシー」の思想を牽引した吉野作造の「民本主義」と美濃部達吉の「天皇機関説」について、A子が作ったノートである。二人のイラストの吹き出し部分に注目してほしい。吉野は『「民本」って言葉は、天皇のもとでの民主的政治の実施を意味する言葉で、ぼくが作った言葉なんです!』と力強く主張しており、その下には「大正デモクラシー運動の中心理論になりました」とのメモが記されている。

それに対し、美濃部は「天皇さんはエライんだけど…」と天皇主権とその存在の大きさを認めつつも、「統治権そのものは法人である国家にあるものであって、やっぱり天皇は最高機関として統治権を行使しているにすぎない、と思うんだよね…」と、「国家法人説」とも表現される「天皇機関説」を生徒なりの理解と表現を用いて、わかりやすく説明できている。

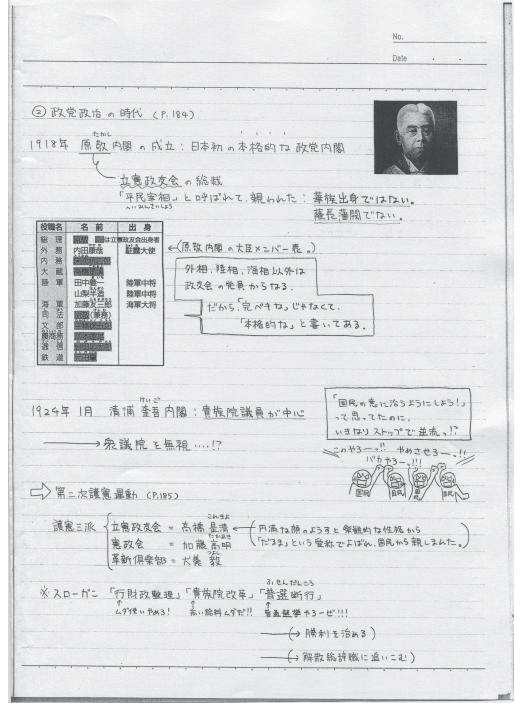
次に【写真2】は、政党政治を確立したとされる原敬内閣と第二次護憲運動のノートである。原内閣に関しては、「平民宰相」と呼ばれた理由が「華族出身ではない」「薩長藩閥でない」と下線付きで記されている。その下に、同内閣の閣僚表が貼られており、吹き出しには「外相、陸相、海相以外は政友会の黨員からなる。だから、『完ペキな』じゃなくて、『本格的な』と書いてある」と記されている。政党内閣の意味を具体的に閣僚表で表現し、立憲政友会の黨員をマークして確認している様子が見える。

また、第二次護憲運動に関する部分には、清浦内閣の成立に怒り、「やめさせろー!!」と叫ぶ国民たちの姿がイラストで描かれ、『「国民の意に沿うようにしよう!」って思ってたのに、ストップで逆流?!』とのメモが記されている。政党内閣の流れに逆行することへの怒りが的確に表現されていて興味深い。

【写真1】A子ノート(1)大正デモクラシー



【写真2】A子ノート(2)政党政治の時代



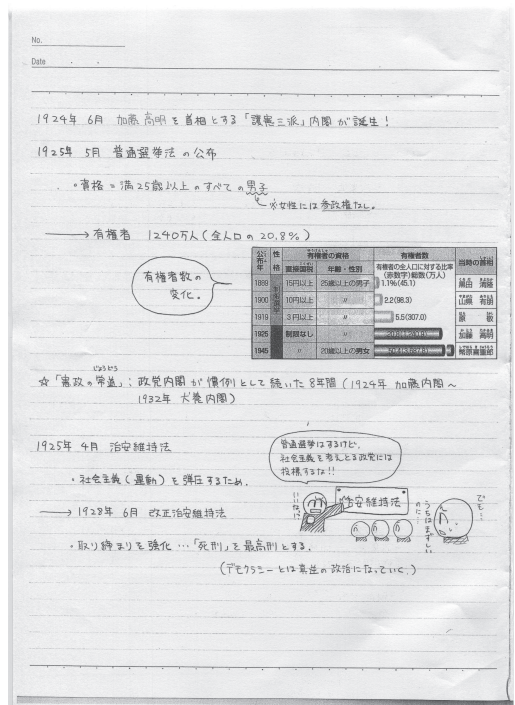
【写真3】A子ノート(3)政党政治の時代(続)

続く【写真3】は、加藤高明を首相とする「護憲三派」内閣における普通選挙法の公布と治安維持法の成立についてのノートである。まず普通選挙法の公布に関しては、有権者数の変化を表すグラフが貼られており、これまでの選挙法の歩みを振り返ることができるとともに、普通選挙法の公布によって有権者が急増したことが視覚的にもよくわかるように工夫されている。

次に治安維持法の成立に関しては、イラストの人物が「治安維持法」と書かれた看板らしきものを指さしながら、「普通選挙はするけど、社会主義を考えると政党には投票するな!!」と力説している。それに対し「でも…うちはまずしいのに…」ともらす聴衆の姿が描かれており、政府の思惑と国民の心情がよく表現されている。

【写真4】は別の生徒B子のノートで、政党政治の時代が説明されている。ここでは、原敬・清浦奎吾・高橋是清・加藤高明などの首相や主要な政治家たちがいずれもイラストに描かれている点に注目したい。なかでも、原敬が「選挙

【写真3】A子ノート(3)政党政治の時代(続)



で選ばれて総理になったんだぞ」と語るとともに、「19代目総理じゃ、18代まではみんな華族出身だったが、わしは平民出身なんじゃ、すごいじゃろ」と言っている所に、戦前の日本における内閣のあり方が凝縮されている。

また、普通選挙法の公布と治安維持法の成立についても、そのコントラストがイラストとメモでよく表現されている。普通選挙法の公布では、選挙資格（＝満25歳以上のすべての男子）の横に、「わーい、貧しい私たちでもできるようになった」と両手を挙げて喜ぶ一般国民の姿が描かれるとともに、「私達の意見を聞いてくれるような人、社会主義者に投票しよう！」という吹き出しが記されている。

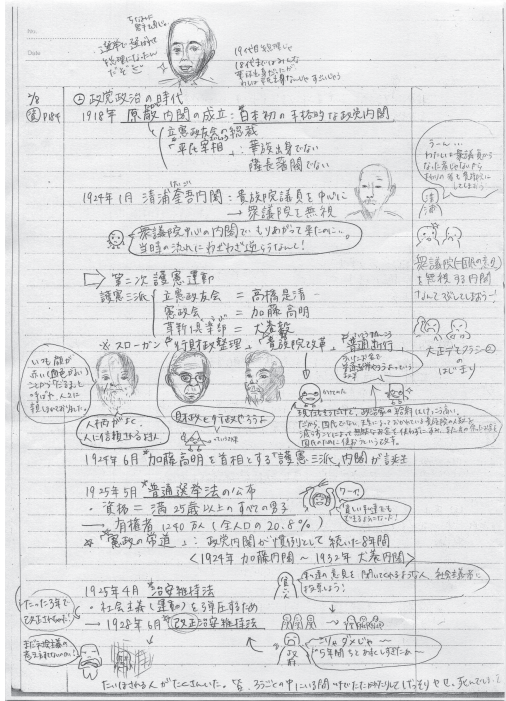
そうした国民の動向を受け、治安維持法の成立に関しては、わずか3年で改正され、「死刑」の条項が追加されたことを踏まえ、獄中の社会主義者に「まだ社会主義の考え方すてないのか」と腕を組み、厳しい口調で問いかける人物の姿が描き出されている。

最後に、【写真5】のC子のノートでは、憲政の常道と社会運動の高まりが説明されている。憲政の常道に関しては、「たった8年だったが、とても意味のある期間だった」とのメモが記されており、戦後に日本国憲法で定められた議院内閣制の原点が意識されていることがうかがえる。

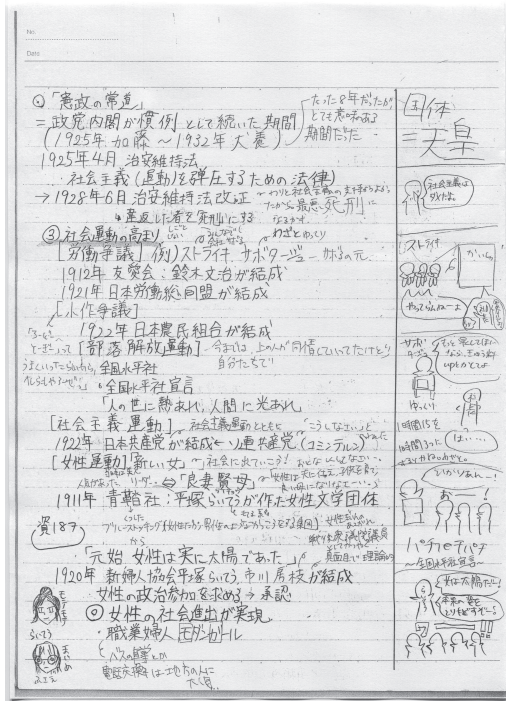
続く「社会運動の高まり」では、特に女性運動の記述が豊富で、「新しい女」と「良妻賢母」の比較や青鞥社の「青鞥」の意味などが詳細に説明されている。なかでも1920年に結成された新婦人協会で活躍した平塚らいてうと市川房枝の二人に関して、「モテモテ」と「まじめ」というメモのもと、対照的なイラストが描かれている。授業をよく聞き、メモを取っていたことがうかがい知れる。

また、ノート右部分に設けられているメモ欄には、さまざまな社会運動の名場面がダイジェストで描き出されている。労働争議におけるストライキとサボタージュの違いとともに、全国水平社宣言や青鞥の設立などが「ひかりあ

【写真4】 B子ノート 政党政治の時代



【写真5】 C子ノート 憲政の常道～社会運動



れー！」あるいは「女は太陽だー！」のように、端的な言葉で表現されている。

以上、3名の生徒を事例にノートの分析を試みてきたが、彼女たちはそれぞれにノートづくりに工夫を凝らし、授業内容の理解に努めていたことがわかる。勿論、これは良い例のノートであるが、教師側の意図を汲みつつ、生徒側の理解しやすい形で、例えば、イラストや吹き出しなどを使って、それを表現している点が評価に値すると思われる。こうしたノートづくりの試みは、本校の社会科教育において、新学習指導要領の言う「思考・判断や表現などの過程を通じて、学習内容についての理解や認識を一層深める学習」を先取りしていたことを示す貴重な事例といえることができる。(水谷)

6 定期試験における論述の記述分析

本校では、二期制を採用し、年間4回の定期試験を実施している。新学習指導要領で重視されている思考力・判断力・表現力の育成という

観点から言えば、前述したノートづくりの奨励のほかに、夏休みなどの長期休暇を利用したレポートの作成と定期試験における論述問題の出題を挙げることができる³⁸。ここでは定期試験で出題した「論述問題」に焦点を絞り、授業内容を踏まえて、生徒たちがそれぞれに書いた解答の内容を分析する³⁹。

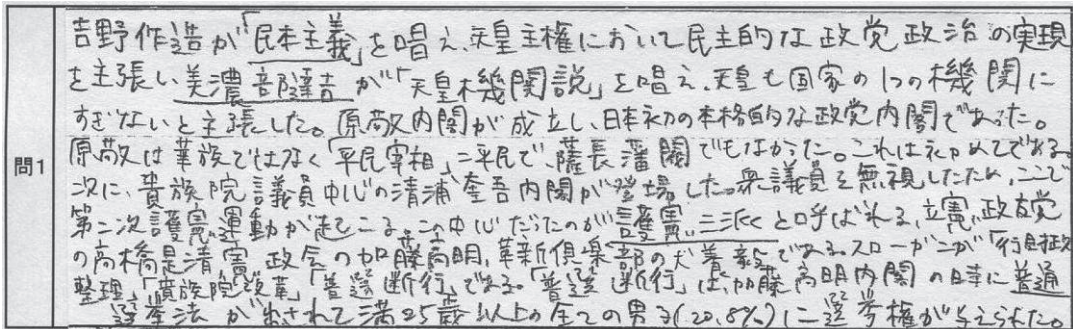
本論文が対象とするのは、2012年3月5日(月)に行われた中学校第2学年の学年末試験で出題された次の問題である。

「大正デモクラシー」について、次の4つの用語をすべて使い、できる限り詳しく説明しなさい。その際、使った用語には必ず下線を引くこと！

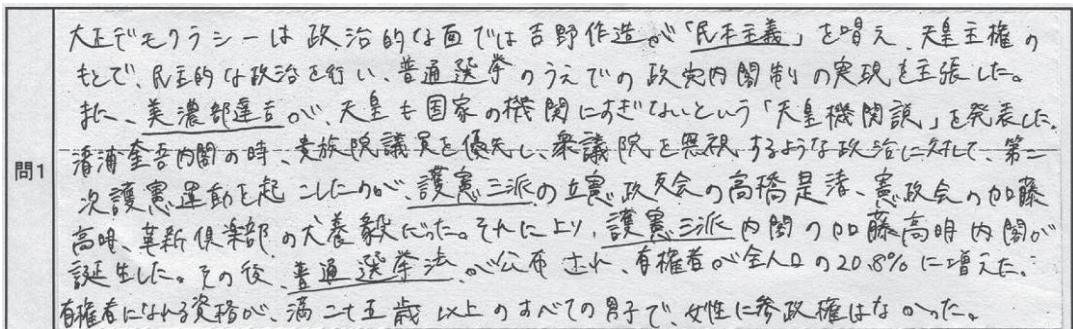
【用語】「民本主義」／美濃部達吉／護憲三派／普通選挙法

では、生徒たちの解答はどのようなものだったのだろうか。【写真6～8】D子～F子の解答を事例とし、教師側の意図が伝わった点、伝

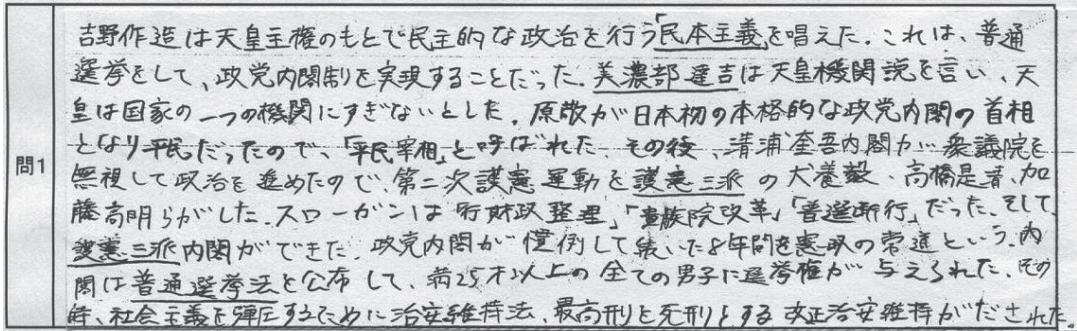
【写真6】D子の解答



【写真7】E子の解答



【写真8】 F子の解答



わりきらなかった点、そして、意図を超えた生徒側の理解が見られる点を比較・検討してみたい。

3つの解答例に共通しているのは、まず吉野作造の「民本主義」と美濃部達吉の「天皇機関説」という、「大正デモクラシー」を支える思想について十分な論述が展開されている点である。吉野の「民本主義」であれば、E子が書いているように「天皇主権のもとで、民主的な政治を行い、普通選挙のうえでの政党内閣制の実現を主張した」ことが理解されている。美濃部の「天皇機関説」については、共通して「天皇も国家の一つの機関にすぎない」という表現が用いられていることがわかる。

次に護憲三派について第二次護憲運動の発生から加藤高明内閣成立までの政治過程が詳細に論じている点である。D子は「貴族院議員中心の清浦奎吾が登場し」て議会を無視したために第二次護憲運動が起こった経緯を述べている。E子は、立憲政友会の高橋是清、憲政会の加藤高明、革新倶楽部の犬養毅と護憲三派の中心人物および所属政党を列挙している。そして、D子・F子の解答では、運動で掲げられた「行財政整理」「貴族院改革」「普選漸行」のスローガンが記され、それが政策として実行されていくことを意識した記述も見られる。

最後に、加藤内閣のもとで普通選挙法が公布され、満25歳以上のすべての男子に選挙権が認められたことが明記されている点である。とくにD子・E子は選挙資格を持った人々の全人口に対する比率20.8%を記しており、有権者数

の広がりイメージできていることが見て取れる。

以上の3点は、教師側の意図が授業やノート作成などを通じて伝わり、生徒たちに共通して理解されていた点ということができよう。

その一方で、伝わりきらなかった点も指摘できる。それは、項目と項目との歴史的なつながりに関する意識が薄い点である。例えば、吉野の「民本主義」と美濃部の「天皇機関説」が当時の社会に広く受け入れられた結果、議会を中心とした政治の確立を求める世論が高まり、そのなかで、原敬内閣という本格的な政党内閣が成立する。D子・F子は原敬内閣の成立を取り上げ、「日本初の本格的な政党内閣」であったことを示しているが、吉野らの思想とのつながりが意識された論述にはなっていない。そうした政党政治の流れに逆行する清浦内閣が登場したからこそ、第二次護憲運動が起こり、護憲三派内閣が成立するのである。つまり、与えられた用語を説明することはできるが、それぞれの歴史的なつながりを意識し自分の言葉で表現するところまで理解は及んでいないと言える。

だが、そうした課題を残しつつも、今回の出題で教師側の想定を超えて、授業の意図を理解し、それを表現できていた点も少なくなかった。それはE子・F子の解答のそれぞれ最後の部分に当たる。E子は、普通選挙法の公布と有権者数の増大と資格の内容を述べた後、「女性に参政権はなかった」と書いている。また、F子は同じく普通選挙法の公布と選挙資格を記した後に、「その時、社会主義を弾圧するために、治

安維持法」が出されたこと、さらに「最高刑を死刑とする改正維持法」が出されたことを追記している。これらは筆者が「大正デモクラシー」の単元の一つの「山」としていた普通選挙法の「表」と「裏」を正しく理解し、用語の指定がないにもかかわらず、表現している点で高く評価することができる。

また、これらの解答が50分という試験時間の中で、他の問題（小問にして80題前後）も解きながらの論述であることを考えると、その内容は必ずしも生徒たちの理解を完全に反映したものとはいえないかも知れない。しかし、そうした中でも、教師側の授業の意図を汲み取り、大正デモクラシーの成果である普通選挙法の公布と治安維持法の制定とを表裏一体で理解し、自分の言葉で表現できている生徒がいたことは評価に値するだろう。

ただし、その例は学年全体（195名）から見れば少数に止まっているのも事実である。学年末試験だったこともあり、最後の頑張りが発揮された答案も多かったが、そのほとんどは「大正デモクラシー」の成果の部分に関する記述のみで、その反面や残された課題に論及するものではなかった。これは成果を理解させることはある程度達成されたが、残された課題を示して物事を表裏一体のものとして理解させることは完全に達成できていないことを物語っている。

しかし、だからこそ、第3学年における公民的分野との接続が必要不可欠となってくる。近代日本において残された政治的・社会的な課題が、戦後以降の日本でどのように解決・対処されていくのか、また現代の社会にどう反映されているのか、日本国憲法の制定や基本的人権の歩みなどを学んでいくなかで、再度確認される必要があるだろう⁴⁰。（水谷）

7 生徒への聞き取り

これまで本校の社会科教育、なかでも歴史的分野を中心に「授業展開と生徒の様子」「ノート分析」「定期試験における論述の記述分析」を行ってきた。今度は実際に生徒たち自身が公

民的分野とのつながりをどのように感じているのかを考えてみたい。そこで、今年度、中学校第3学年に進級した生徒たち10名（ノートおよびテスト解答例に挙げた生徒5名を含む）に次の二つの質問を中心に聞き取り調査を行った。

Q1 「去年（中学校第2学年）の歴史的分野の授業の内容が公民的分野の授業で何か役立っていることはありますか？」

Q2 「歴史的分野の授業と公民的分野の授業で何かつながりを感じることはありますか？」

なかでも最も長く、多くの内容について答えたG子とのやり取りの一部を再現してみよう。

T：「昨年度の歴史（的分野）の授業で学んだことが公民（的分野）・政治の授業で何か役立っていることはありますか。」

G子：はい。今、学んでいるのが選挙制のことなので、制限選挙から普通選挙になった歴史を遡って勉強したりするので…。合わせて治安維持法のこともしました。

T：歴史でも話した内容だね。

G子：それから基本的人権の単元を学んだ際にも、フランス革命やアメリカ独立宣言など、おもに外国の歴史のことが出て来て、去年の授業で教えてもらったことが前提となっていることがよくわかりました。

T：では、次に「歴史的分野の授業と公民的分野の授業で何かつながりを感じることはありますか？」。

G子：はい。えっと、さっきの話と少し重なってしまうのですが、いいですか？

T：もちろん、かまいません。どうぞ。

G子：憲法がどうして生まれてきたのか、ということも外国の歴史、特に革命のことと関わるが多かったです。

T：日本の歴史については出てくることありますか？

G子：政治的なことで言うと、あまり昔のことは出てこないの、日本史で言えば、明治・大正・昭和時代のことが出てきます。

T：具体的にはどんなことが出てきました？

G子：憲法のことであれば、大日本国帝国憲法については、日本国憲法と比べて、その基本的な精神がどう違うのかとか、それに伴って、政治がどう違ったのかということを知りました。

T：先ほど挙げてくれた選挙制なんかも、その一つになるのかな？

G子：はい、そうだと思います。選挙は、当初、選挙資格が直接国税を15円以上納める25歳以上の男子に限られていたのに対し…。

T：よく覚えてるね。

G子：まあ、こないだの試験にも出たので…。その制限が段々と引き下げられて、1925年には男子普通選挙が公布されて、有権者の数がぐっと増えます。

T：そうそう。

G子：でも、それと同時に、治安維持法が出されて、社会主義は弾圧されます。これに関しては、自由権の所で小林多喜二に対する拷問なんかの話でも出て来ました⁴¹。

T：そんな話にもつながるんだね。

G子：で、最終的には、戦後に男女普通選挙が出されるまで、女性の参政権は認められませんでした。という話を何段階かに分けて授業でやりました。

T：今、普通選挙法と治安維持法が出て来たのでも聞くけど、それは中2歴史(的分野)の何という単元で学んだかは覚えてる？

G子：1925年は大正14年のことだから…、えーっと何だっけ？

T：「大正」と来れば…何？

G子：ああ「大正デモクラシー」だ！？

T：そうだね。ちなみに、その内容って覚えてますか？

G子：吉野作造の「民本主義」とかですよね。

T：そうそう。でも、今まで話してくれたことで十分つながりを感じていることが確認できました。

G子：はい。つながってると思います。

このような形で聞き取りを実施した結果、まずQ1「去年(中学校第2学年)の歴史的分野の授業の内容が公民的分野の授業で何か役立っていることはありますか？」に対する解答は、「はい」が8人、「一応、はい」が2人、「いいえ」は0人であった。この点に関しては、歴史的分野の授業で学んだ内容はおおむね公民的分野(政治分野)の授業で役立っているようである。ただし、生徒たちの発言から考えると、その「役立つ」の中味は定期試験の時にすでに知っている内容なので覚えやすいというような、点数につながるという意味合いが強く感じられた。中学生にとっての「理解」とは、まず何より定期試験の結果に直結していることがわかったとともに、改めて試験で問う内容がいかに大切であるかということが明らかになった。

次にQ2「歴史的分野の授業と公民的分野の授業で何かつながりを感じることはありますか？」に対する解答は、「はい」が6人、「一応、はい」が3人、「いいえ」が1人であった。「いいえ」と答えた生徒は「特にないです」の後に、「歴史(的分野)と公民(的分野)は別の科目として受けている。たまに歴史でやったことが出てくるな…と思うくらい」と率直な所を話してくれた。

ここで「はい」と答えた生徒の中で、「大正デモクラシー」について言及した生徒は4人もいた。こちらが想定していたよりも人数が多かったのだが、その要因としては、聞き取り調査の前に実施された公民的分野(政治分野)の前期期末試験において治安維持法に関する問題が出題されていたことで、生徒たちの記憶が鮮明だったことが挙げられよう。なかには、1889(明治22)年の衆議院議員選挙法の制定から始まり、その変遷を年代から内容まですべての確に答えられる生徒までいた。そうした条件が整っていたにせよ、第2学年の歴史的分野における「大正デモクラシー」の単元で学んだ内容は、公民的分野を学習する上で、その前提として必要であり、生徒たちにとっては「常に」というわけではないが、「所々」で、あるいは「端々」

に登場してきて意識される存在であることがわかった。

また一方で、Q2に「はい」もしくは「一応、はい」と答えた生徒でも、歴史的分野と公民的分野がつながっていることは感じるが、どこがつながっているかを意識して授業を受けることは少なく、勿論、そのつながりを自分の言葉で説明するのも難しいようであった。

そこで、第1・第2学年に地理的分野と歴史的分野が併設され、最後に公民的分野が置かれていることの意味、すなわち日本および世界の基本的な地形や気候を地理的分野で学び、そういう条件のもとに築かれた日本および世界の国の歴史を歴史的分野で学んだ上で、これから現代の社会に巣立っていくものとして公民的分野を学ぶという社会科としての大きな流れを説明した所、【写真8】で解答を示したF子は少し驚きながら、「そんな意味があることをはじめて知った。はじめて考えた。」と嬉しそうに答えた。

これらの聞き取りを含め、これまでの検証から、地理・歴史・公民を担当している教員たちがもっと積極的に連絡をとり、情報を共有し合い、不要な重なりを減らし、必要な重なりを積み上げていけたら、本校のめざす社会科教育をよりよい形で生徒たちに授けられると確信することができた。(水谷)

8 むすびにかえて

これまでに記されているように、本校では、ノート記述の工夫を評価したり、定期試験で論述問題を出題するなど、新学習指導要領の要点とも言える言語活動の充実が先取りされていたことがわかる。本研究では、一学年195名の生徒のうち、わずか10名のノート記述と論述問題答案分析そして聞き取り調査ではあるが、生徒たちの理解と協力により、ノートや答案の公開に同意してもらうことができたことは大きい。生徒の実物のノートや答案から、ノート作業を工夫することによって思考が整理され、歴史的事象を評価する判断力も身につけていること

が、ささやかではあるが明らかになったからである。

ここでむすびにかえて、今後の課題を整理しておきたい。本研究で示すことができなかったのは、なぜ中学校社会科教育は、パイ型のカリキュラムを採用しているのか、という根源的な問いである。それは、地理も歴史も教科ではなくあくまで社会科の一分野であり、なぜ地理的分野と歴史的分野が、公民的分野の学習の前提となっているのか、そして地理的分野と歴史的分野を並行学習することの意味も何なのか、と言った社会科教育のカリキュラムそのものの問い直しである。本校のホームページで公開されているカリキュラム表には、社会という文字はなく、地理・歴史・公民となっている。生徒たちが目にする各教室の時間割表も同様である。

しかし、本研究が示したように、歴史的分野の工夫した学習は公民的分野の思考・判断を深めている。その逆に、本研究では明らかにしていないが、公民的分野の学習を深めることが、歴史的分野の学習に再び主体的に取り組む態度を形成するかもしれない。私たち社会科教育に携わる者は、地理的分野・歴史的分野・公民的分野が一体となった学習となるよう、それぞれの接続について意識を高めなければならない。義務教育の総括である中学校は、国民の知的基盤を支える役割がある。中学生ぐらいの年頃の子どもたちを相手に、教室の雰囲気明るくするよう、授業前に教師が「だじゃれ」を考えておくことも決して無意味ではない。だが本稿冒頭の学校教育法に示された「生涯にわたり学習する基盤が培われる」ためにも、教師がカリキュラムの構造を理解し疑問を持ち、その上で研究者の態度をもって教材研究をすることは、何よりも重要なことなのである。(坪井)

¹ 高等学校では、2013年度から年次進行で実施される。そのため2015年度が完成年度、いわゆる全面実施となる。

² 文部科学省「中学校学習指導要領解説 社会編」

- (2008年9月) p. 5。
- ³ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 社会編」(2008年9月) p.16。
- ⁴ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 社会編」(2008年9月) p.151。
- ⁵ 大正デモクラシーの単元開発研究として、すでに歴史教育者協議会編『歴史地理教育』750号(2009年10月)では、「特集【大正デモクラシーを学ぶ】」が組まれている。成田龍一「『大正デモクラシー』をめぐる諸問題」(pp.10-18)のほか、早川寛司「[実践記録/小学校6年]『神様』とよばれた国会議員・尾崎行雄」(pp.19-24)、および小林朗「[実践記録/中学校歴史的分野]木崎争議の闘いがなかったらマッカーサーの農地改革もなかった」—木崎争議の授業」(pp.25-30)、および北尾悟「教育から見る大正デモクラシー—教材化の視点を中心に」(pp.31-36)が掲載されているが、歴史的分野と公民的分野の接続が研究されている論考は見あたらなかった。
- ⁶ 奥山研司「『公民学習』の場面を取り入れた『歴史学習の試み』—“日本の戦時体制・ファシズム”をいかに教えるか—」全国社会科教育学会『優れた社会科授業の基盤研究Ⅱ 中学校・高校の“優れた社会科授業”の条件』(明治図書、2005年、pp.129～135)。
- ⁷ 二井正浩「中学校社会科歴史的分野における“民主政治”の教材化—“ヒトラーの民主政治”は民主政治か—」片上宗二編『社会科教材の論点・争点の授業づくり④ “民主政治”をめぐる論点・争点と授業づくり』(明治図書、2005年、pp.115～128)。
- ⁸ 石本貞衡、川崎誠二、上園悦史「『ワイマール憲法の成立と崩壊』をとおして『社会権を学ぶ意義—再生刺激法による学習者の思考を基に—』日本社会科教育学会編『社会科授業力の開発 中学校・高等学校編 研究者と実践者のコラボによる新しい提案』(明治図書、2008年、pp.263～278)。
- ⁹ 本研究は、2011年2月23日に、東洋英和女学院大学教職課程担当の坪井が、東洋英和女学院中学部の水谷の実践を初めて授業観察し、水谷が大正デモクラシー期の思想史・メディア史研究を、筑波大学大学院博士課程で行っていたことを知ったことが端緒である。本稿の「8 むすびにかえて」で示すように、中等教育の社会科が学問研究に根ざして実践されることの意義は大きい。本稿は、歴史学専攻の水谷と教科教育学専攻の坪井がコラボレーションして、さまざまな研究成果を提示する試みである。
- ¹⁰ 新学習指導要領では、第1学年105時間、第2学年105時間、第3学年140時間、3カ年で350時間を社会科の授業時数とすることが定められているが、私立学校である本校では、週あたりの授業時数を32時間とし、社会科の3カ年の合計授業時数を385時間確保している。
- ¹¹ 新学習指導要領の大項目(1)「私たちと現代社会」、(3)「私たちと政治」、(4)「私たちと国際社会の諸課題」を政治分野、(2)「私たちと経済」を経済分野として取り扱っている。
- ¹² 東洋英和女学院 中学部『シラバス(授業計画)2012 中学部3年』, p. 8。
- ¹³ 東洋英和女学院 中学部『シラバス(授業計画)2012 中学部1年』pp.10-11。同「中学部2年」pp.10-11。
- ¹⁴ 東洋英和女学院『東洋英和女学院120年史』(東洋英和女学院120年史編纂委員会、2005年)を参照されたい。
- ¹⁵ 文部科学省「中学校学習指導要領解説 社会編」(2008年9月) p.14。
- ¹⁶ 成田龍一は岩波新書(新赤版)のシリーズ日本近現代史④『大正デモクラシー』(岩波書店、2007年)の「はじめに」で、「『大正デモクラシー』は、歴史用語としても歴史概念としても、きちんと定義されているとは言い難い状況にある」としながらも、「この時期に『日本』の歴史に切断線が入り、あらたな時代相を表しているという認識が緩やかに形成されている」と表現している。
- ¹⁷ その代表的な先行研究として、前者(=民衆の反権力運動にみる市民社会の形成)では松尾尊兌『大正デモクラシー』(岩波書店、1974年)および『普通選挙制度成立史の研究』(岩波書店、1989年)、後者(=政党政治の確立)では三谷太一郎『新版大正デモクラシー論』(東京大学出版会、1995年)および『増補日本政党政治の形成—原敬の政治指導の展開』(東京大学出版会、1995年)を挙げることができる。また、1970年代半ばには、こうした「大正デモクラシー」研究に違和感を唱え、大正期以降の歴史を大正デモクラシー、昭和戦前期のファシズム、戦後民主主義と断絶的に捉える歴史認識に対して問題提起が行われている(有馬学・伊藤隆「[書評]松尾尊兌著『大正デモクラシー』、鹿野政直著『大

- 正デモクラシーの底流』、金原左門著『大正期の政党と国民』、三谷太一郎著『大正デモクラシー論』（『史学雑誌』、1975年3月）。伊藤は、「革新」という新しい分析概念を提示し、歴史の流れを連続的に捉え直し、「大正デモクラシー」研究から捨象された当該期の在野諸政治集団の存在などに光を当て、再検証を試みている（『大正期「革新」派の成立』（塙書房、1978年）。
- ¹⁸ 前掲、松尾尊兌『大正デモクラシー』の「はしがき」には、「私見では、大正デモクラシーとは都市だけではなく農村に、そして社会の最底辺たる被差別部落へと根をひろげた、かならずしもインテリとはいえぬ広汎な勤労民衆の自覚に支えられた運動であった。それゆえに、大正期は、たんなる過渡期ではなく一つの歴史的個性をもつ時代でありえた。その生み出した最良の思想的達成は、日本国憲法の基本精神に直結しており、戦後民主主義の日本社会への定着は大正デモクラシーを前提としてはじめて可能であったといえよう」と記されている。また、前掲、三谷太一郎『大正デモクラシー論』には「大正デモクラシー体制は思想的にも人的にも戦後日本の政治体制の骨格を形成することになった」とある。
- ¹⁹ 大正デモクラシーという言葉が初めて中学校学習指導要領に登場するのは、戦後第6次改訂となる1989年3月告示のものである。歴史的分野の内容「(8)二つの世界大戦と日本」の「イ大正デモクラシーと文化の大衆化」として、「政党政治の発達、民主主義の思想の普及、文化の進展を扱い、国民の政治的自覚の高まり、社会運動の展開、都市を中心とする文化の大衆化を理解させる」とされた。
- ²⁰ さらに「中学校学習指導要領解説〔社会編〕」を見ると、「『我が国の国民の政治的自覚の高まり』については、『大正デモクラシーの時期の政党政治の発達、民主主義思想の普及、社会運動の展開を取り扱う』（内容の取扱い）ようにし、本格的な政党内閣による政党政治が展開したこと、普通選挙制が実現したこと、米騒動をはじめ、労働運動、農民運動、社会主義運動などの社会運動が幅広く行われるようになったこと、女性の社会的進出が進んだことに気付かせる」と記され、おおむね各教科書の記述も、この解説に準じる内容構成となっている。
- ²¹ 「大正デモクラシー」を国際情勢とどのように関連づけて単元開発を行うかは、歴史学研究と
- 教育実践の往還が必要である。有馬学は、注10に挙げた松尾や三谷の研究で示されている「大正デモクラシーの発展過程」というとらえ方は、ややもすれば国際的契機を捨象した自閉的なイメージに陥りやすい」と批判し、当該期の日本を「国際化のプロセス」という視角から捉え直している（『〈日本の近代4〉「国際化」の中の帝国日本』（中央公論新社、1999年）。
- ²² 松尾尊兌は、前掲、『普通選挙制度成立史の研究』の「はしがき」において、1925年に成立した普通選挙法の成立過程を主題に選んだ理由を「選挙権の拡張が、近代日本における国民的政治課題の一つであり、とくに1919年から1925年にかけては、当時最大の政治争点となり、これをめぐって政治諸勢力がはげしく競り合ったからである。選挙法問題がこれほど政治の舞台で重要な役割を果たした時期は後にも先にもない」と述べている。
- ²³ 近代日本の女性運動に関しては、鈴木裕子編・解説『日本女性運動資料集成』第1・2巻（不二出版、1996年）、および菅原和子『市川房枝と婦人参政権獲得運動：模索と葛藤の政治史』（世織書房、2002年）、伊藤康子『草の根の婦人参政権運動史』（吉川弘文館、2008年）などを参照した。また、近代日本における女性の足跡を、運動や問題にのみ限定せず、生活の次元から捉え直した著書として、鹿野政直、堀場清子『祖母・母・娘の時代』（岩波ジュニア新書96、1985年）を挙げることができる。
- ²⁴ 治安維持法については、荻野富士夫『増補 特高警察体制史』（せきた書房、1988年）、および荻野富士夫編『治安維持法関係資料集』第1～4巻（新日本出版社、1996年）を参照した。
- ²⁵ 政治学者の丸山真男は、著書『日本の思想』（岩波書店、1961年）第四章「『である』ことと『する』こと」において、民主主義について次のように述べている。
- 民主主義というものは、人民が本来制度の自己目的化一物神化を不断に警戒し、制度の働き方を絶えず監視し批判する姿勢によって、はじめて生きたものとなり得るのです。それは民主主義という名の制度自体についてなによりあてはまる。つまり自由と同じように民主主義も、不断の民主化によって辛うじて民主主義でありうるような、そうした性格を本質的にもっています。民主主義的思考とは、定義や結論よりもプロセスを重視することだ

- といわれることの、もっとも内奥の意味がそこにあるわけです (pp.156-157)。
- ²⁶ 新学習指導要領の社会科歴史的分野の目標では、その筆頭で「歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる」としているが、国民としての自覚とは、未来の有権者として、選挙権の行使に積極的な態度を身につけることも含まれよう。
- ²⁷ 厳密に言うと、「民本主義」という言葉を作ったのは吉野作造ではない。「民本主義」を最初に唱えたのは、管見の限りでは、『萬朝報』論説記者の茅原華山である。社主の黒岩涙香による造語のもと、茅原は「民本主義の解釈」を発表し、「貴族主義、官僚主義、軍人政治」に反対する「人民を主とする」政治思想の意味に用いている（『萬朝報』、1912年5月27日）。「民本主義」という言葉の変遷については、太田雅夫『増補大正デモクラシー研究』（新泉社、1990年）第二章「デモクラシー訳語考」が詳しい。また、茅原華山に関しては、拙稿「茅原華山の『長野新聞』主筆時代」（『日本歴史』626、2000年7月）、『雑誌『第三帝国』と茅原華山』（『メディア史研究』11、2001年9月）、「茅原華山の『戦後第一声』—『東日本新聞』の言説を中心に—」（『近代史料研究』9、2009年10月）を参照されたい。
- ²⁸ 吉野作造については、田澤晴子『吉野作造—人生に逆境はない—』（ミネルヴァ書房、2006年）を参考に、人物重視の授業を構成した。
- ²⁹ 家永三郎『美濃部達吉の思想史的研究』（岩波書店、1993年）を参考に授業作りをした。
- ³⁰ 吉野・美濃部の両者を考察した最近の事例としては、古川江里子『美濃部達吉と吉野作造—大正デモクラシーを導いた帝大教授—』（山川出版社、2011年）を挙げることができる。
- ³¹ 原敬の人物および立憲政友会総裁としての役割に関しては、玉井清『原敬と立憲政友会』（慶應義塾大学出版会、1999年）、および季武嘉也『日本史リブレット人094 原敬』（2010年、山川出版社）を参考に、「平民宰相」をイメージしやすい説明を心がけた。
- ³² 奈良岡聰智『加藤高明と政党政治—二大政党制への道—』（山川出版社、2006年）を参考に、普通選挙法と治安維持法が「アメとムチ」の性格をもつことについて、正確な史実に基づいて指導できるようにした。
- ³³ 川人貞史『日本の政党政治 1890-1937年—議会分析と選挙の数量分析—』（東京大学出版会、1992年）は、1890年代～1937年に至るまで、第1～20回総選挙の実態を議会・政党・選挙の三つの視座から詳細なデータをもとに分析している。
- ³⁴ 治安維持法の第1条「国体を変革し、又は私有財産制度を否認する」という表現から、この法令はとくに共産主義を取り締まりの対象としていたことが想起される。だが、現在、本校の歴史的分野で使用している教科書（前掲、「中学社会 歴史—未来をひらく」）・資料集（「グラフィックワイド歴史」（とうほう、2012年版））では、治安維持法の制定により「社会主義運動はおさえられ」、あるいは「社会主義運動を抑えようとした」と表記されている。つまり、共産主義は広い意味での社会主義運動と見なされている。そのため、授業では、板書の文言は教科書・資料集に準拠しつつ、条文を生徒に読ませ、共産主義は社会主義の一形態と考えられているという説明を補うことにしている。
- ³⁵ 山田規雄は論文「日本における政治的無関心と公民教育論が果たしてきた歴史的役割—大正デモクラシー期から敗戦直後の公民教育構想まで—」（日本公民教育学会『公民教育研究 第18号』、2010年）のなかで、戦前の「日本において政治教育を含む『公民科』が学校教育制度の中に現れるきっかけになったのは、大正デモクラシー期に普通選挙制度が施行されようとする際、国民の間における社会主義思想の拡大と政治腐敗に対する危機感からであった (p.66)」と述べている。
- ³⁶ 小路田泰直『憲政の常道—天皇の国の民主主義—』（青木書店、1995年）を参照した。
- ³⁷ 生徒のノート、定期試験の解答の掲載については、本校部長（校長に該当する）の承認、および該当生徒への説明と承認を経ている。
- ³⁸ この点に関しては、文部科学省『言語活動の充実に関する指導事例集【中学校版】』（教育出版株式会社、2012年）pp.49-68の社会（10事例）を参照した。
- ³⁹ 論述問題の採点方法は、指定されている用語（今回であれば、「民本主義」／美濃部達吉／護憲三派／普通選挙法）が正しく使用されているか、その前後関係の説明は合っているかななどを基準

とし、おもに加点方式を採っている。2010年度より2年連続で必ず論述問題を出題し続けた結果、それ相応の対策を生徒一人ひとりが立てて、テストに臨むようになった。

⁴⁰ 本校の第3学年の公的分野では、教科書として『新編 新しい社会 公民』（東京書籍、2012年）を、副教材として『新しい公民』（浜島書店、20102年）を使用している。

⁴¹ 小林多喜二の「最期」については、倉田稔『小林多喜二伝』（論創社、2003年）、および荻野富士夫「なぜ小林多喜二は虐殺されたのか」（『世界』787号、岩波書店、2009年2月）などの情報を生徒に伝えたことが、インパクトがあったようだ。

引用・参考文献：

有馬学・伊藤隆「〔書評〕松尾尊允著『大正デモクラシー』」、鹿野政直著『大正デモクラシーの底流』、金原左門著『大正期の政党と国民』、三谷太一郎著『大正デモクラシー論』（『史学雑誌』84巻3号、1975年）。

有馬学「〈日本の近代4〉「国際化」の中の帝国日本」（中央公論新社、1999年）。

家永三郎『美濃部達吉の思想史的研究』（岩波書店、1993年）。

伊藤隆『大正期「革新」派の成立』（塙書房、1978年）。

伊藤康子『草の根の婦人参政権運動史』（吉川弘文館、2008年）。

石本貞衡、川崎誠二、上園悦史「『ワイマール憲法の成立と崩壊』をとおして『社会権を学ぶ意義—再生刺激法による学習者の思考を基に—』日本社会科教育学会編『社会科授業力の開発 中学校・高等学校編 研究者と実践者のコラボによる新しい提案』（明治図書、2008年、pp.263～278）。

太田雅夫『増補大正デモクラシー研究』（新泉社、1990年）第二章「デモクラシー訳語考」。

荻野富士夫『増補 特高警察体制史』（せきた書房、1988年）。

荻野富士夫編『治安維持法関係資料集』第1～4巻（新日本出版社、1996年）。

荻野富士夫「なぜ小林多喜二は虐殺されたのか」（『世界』787号、岩波書店、2009年2月）。

奥山研司「『公民学習』の場面を取り入れた『歴史学習の試み』—“日本の戦時体制・ファシズム”をいかに教えるか—」全国社会科教育学会『優れた社会科授業の基盤研究Ⅱ 中学校・高校の

“優れた社会科授業”の条件』（明治図書、2005年、pp.129～135）。

鹿野政直、堀場清子『祖母・母・娘の時代』（岩波ジュニア新書96、1985年）

茅原華山「民本主義の解釈」（『萬朝報』、1912年5月27日）。

川人貞史『日本の政党政治 1890—1937年—議会分析と選挙の数量分析—』（東京大学出版会、1992年）。

北尾悟「教育から見る大正デモクラシー—教材化の視点を中心に」（歴史教育者協議会編『歴史地理教育』750号、2009年、pp.31～36）。

倉田稔『小林多喜二伝』（論創社、2003年）。

小路田泰直『憲政の常道—天皇の国の民主主義—』（青木書店、1995年）。

小林朗「〔実践記録／中学校歴史的分野〕木崎争議の闘いがなかったらマッカーサーの農地改革もなかった—木崎争議の授業」（歴史教育者協議会編『歴史地理教育』750号、2009年、pp.25～30）。

季武嘉也「〔日本史リブレット人094〕原敬」（2010年、山川出版社）。

菅原和子『市川房枝と婦人参政権獲得運動：模索と葛藤の政治史』（世織書房、2002年）。

鈴木裕子編・解説『日本女性運動資料集成』第1・2巻（不二出版、1996年）。

田澤晴子『吉野作造—人生に逆境はない—』（ミネルヴァ書房、2006年）。

玉井清『原敬と立憲政友会』（慶應義塾大学出版会、1999年）。

東洋英和女学院『東洋英和女学院120年史』（東洋英和女学院120年史編纂委員会、2005年）。

奈良岡聡智『加藤高明と政党政治—二大政党制への道—』（山川出版社、2006年）。

成田龍一「〔シリーズ日本近現代史④〕大正デモクラシー」（岩波新書（新赤版）岩波書店、2007年）。

成田龍一「『大正デモクラシー』をめぐる諸問題」（歴史教育者協議会編『歴史地理教育』750号、2009年、pp.10～18）。

二井正浩「中学校社会科歴史的分野における“民主政治”の教材化—“ヒトラーの民主政治”は民主政治か—」片上宗二編『社会科教材の論点・争点の授業づくり④ “民主政治”をめぐる論点・争点と授業づくり』（明治図書、2005年、pp.115～128）。

早川寛司「〔実践記録／小学校6年〕『神様』とよばれた国会議員・尾崎行雄」（歴史教育者協議

- 会編『歴史地理教育』750号、2009年、pp.19～24)。
- 古川江里子『〔日本史リブレット095〕美濃部達吉と吉野作造—大正デモクラシーを導いた帝大教授—』(山川出版社、2011年)。
- 松尾尊兌『大正デモクラシー』(岩波書店、1974年)
- 松尾尊兌『普通選挙制度成立史の研究』(岩波書店、1989年)。
- 丸山真男「〔である〕ことと〔する〕こと」(『日本の思想』第4章、岩波書店、1961年)。
- 水谷悟「茅原華山の『長野新聞』主筆時代」(『日本歴史』626、2000年)。
- 水谷悟「雑誌『第三帝国』と茅原華山」(『メディア史研究』11、2001年)。
- 水谷悟「茅原華山の「戦後第一声」—『東日本新聞』の言説を中心に—」(『近代史料研究』9、2009年)。
- 三谷太郎『新版大正デモクラシー論』(東京大学出版会、1995年) および『増補日本政党政治の形成—原敬の政治指導の展開』(東京大学出版会、1995年)。
- 文部科学省『言語活動の充実に関する指導事例集【中学校版】』(教育出版、2012年、pp.49～68)。
- 文部科学省「中学校学習指導要領解説 社会編」(2008年)。
- 山田規雄「日本における政治的無関心と公民教育論が果たしてきた歴史的役割—大正デモクラシー期から敗戦直後の公民教育構想まで—」(日本公民教育学会『公民教育研究 第18号』、2010年) p.66。